

# 七尾市一般廃棄物処理業の審査基準

制定：令和5年1月16日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定める一般廃棄物処理業の許可申請の処理について、以下の基準により確認する。

## 第1 申請書の受理

### 1 申請できる期間

申請書は、新規許可申請にあつては随時に、更新許可申請にあつては従前の許可期間の満了日から起算して40日前から受け付けるものとし、当該許可期間満了の日を経過した場合には、いかなる理由であっても更新許可申請はできないものとする。

### 2 申請書について、次の事項に適合する場合に限り受理するものとする。

- (1) 申請書は、正本及び副本をそれぞれ1部提出すること。
- (2) 申請年月日及び記載事項に記入漏れがないこと。
- (3) 法人にあつては、代表者氏名が記入されていること。
- (4) 添付書類は、七尾市一般廃棄物処理業許可事務等取扱要綱（令和5年七尾市告示第5号）に定めるものとし、完備されていること。ただし、市長が添付する必要がないと認めるものについては、この限りではない。
- (5) 許可申請に係る審査手数料が全額納付されていること。

## 第2 許可の基準

一般廃棄物処理業の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。

### ア 施設に係る基準

### イ 申請者の能力に係る基準

- (ア) 一般廃棄物の収集又は運搬並びに処分を的確に行うに足りる知識及

び技能を有することとは、(一財)日本環境衛生センター主催する講習会を、新規許可申請にあつては申請前1年、更新許可申請にあつては従前の許可期間中に修了しているものとし、修了証の添付により判断する。

(イ) 一般廃棄物の収集又は運搬並びに処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することの基準は、別に定める。

(2) 法第7条第5項第4号トに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」(おそれ条項)の適用については、次のいずれかに該当する場合であること。

ア 過去において、繰り返し許可の取消処分等の行政処分を受けている場合

イ 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

ウ イに掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

エ 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合

オ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

(3) 申請の内容が次のとおり、本市一般廃棄物処理基本計画に適合するものであること。

ア 許可の対象となっている収集又は運搬並びに処分に関し、事業の計画を有していること。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる法人等でないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等でないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等でないこと。

### 第3 標準処理期間

行政手続法第6条に規定する標準処理期間は40日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りではない。

### 第4 不備の補正

申請に関し、申請内容に不備がある場合（添付を求める書類等の提出がされない場合を含む。）であって、市長が指示する期間までに不備が補正されない場合には、審査を終結し不許可とする。

#### 附 則

この審査基準は令和5年1月16日から施行する。